

綾部市指定給水装置工事事業者の新規の申請について

綾部市上下水道部上水道課

- 1 綾部市指定給水装置工事事業者として指定を受けようとする方は、水道法施行規則に定められた「様式第一」による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し提出してください。申請書及び添付書類は、郵送では受付けていませんので直接、綾部市上水道課に持参してください。
 - (1) 氏名又は名称及び住所は、法人については、定款又は寄付行為の写しや登記簿に記載のあるとおり、その代表者及び役員の氏名とその住所を記入してください。個人については、住民票に記載のあるとおりその個人名とその住所を記入してください。法人、個人共に必ず代表者印を押してください。
 - (2) 役員の氏名については、登記簿謄本の記載のとおり記入してください。代表取締役から監査役までの役員全員を記入して下さい。(法人のみ)
 - (3) 事業の範囲については、登記簿謄本の「目的」欄等を参照してご記入下さい。
 - (4) 機械器具の名称、性能及び数については、「別紙のとおり」と記入し、別の用紙「別表」の「機械器具調書」に記入して下さい。
 - (5) 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称と事業所の所在地については、実際に事業を行おうとする事業所の名称・郵便番号・所在地・電話番号を記入して下さい。
 - (6) 事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名と給水装置工事主任技術者免状の交付番号については、綾部市水道事業の設置等に関する条例第2条第2項に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地並びに水道法第25条の4第1項の規定により、それぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名と当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号の両方を指定の箇所に記入してください。なお、「給水装置工事主任技術者免状」または「給水装置工事主任技術者証」を参照してご記入下さい。どちらも同じ内容が記載されています。
 - (7) 「別表」には、次のア～オの器具を記入してください。本書類とは別に機械・器具の写真帳も添付書類として提出して下さい。
 - ア 金切りノコその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

2 水道法施行規則に定められた「様式第二」を提出してください

- (1) 「様式第二」は次のいずれにも申請者が該当しないものであることを誓約する書類ですので、確認したのち必要事項を記入してください。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - イ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 水道法第25条の1第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 法人であってその役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
- (2) 氏名又は名称及び住所は、法人については、定款又は寄付行為の写しや登記簿に記載のあるとおり、その代表者及び役員の氏名とその住所を記入してください。個人については、住民票に記載のあるとおりその個人名とその住所を記入してください。法人、個人共に必ず代表者印を押してください。
- (3) 添付書類として、法人については定款又は寄付行為の書類の写しと登記簿の謄本の原本の両方を、個人については申請者個人の住民票の写しを提出してください。

3 事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者は、水道法施行規則に定められた「様式第三」を記入し提出してください。

- (1) 届出者は、法人については、定款又は寄付行為の写しや登記簿に記載のあるとおり、その代表者及び役員の氏名とその住所を記入してください。個人については、住民票に記載のあるとおりその個人名とその住所を記入してください。法人、個人共に必ず代表者印を押してください。
- (2) 選任を○で囲ってください。
- (3) 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称は、法人は登記簿謄本の記載のとおり、個人は住民票の記載のとおり記入してください。
- (4) 上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の名称と給水装置工事主任技術者免状の交付番号は、それぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名と当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号の両方を指定の箇所に記入してください。なお、「給水装置工事主任技術者免状」または「給水装置工事主任技術者証」を参照し

てご記入下さい。どちらも同じ内容が記載されています。

複数選任される場合は、選任するすべての者を記入してください。

- (5) 添付書類として、上記(4)で選任したすべての者の「給水装置工事主任技術者免状」の写しを提出してください。

4 指定の基準は次のとおりです。

- (1) 事業所ごとに水道法第25条の4第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 省令で定める機械器具及びその他必要な機械器具を有するものであると。
- ア 金切りノコその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (4) 水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であること。

6 登録手数料は20,000円です。申請時には不要です。公認証書交付時に持参してください。

7 申請から交付までは2週間から4週間程度必要となります。交付日は、審査が終了し交付を実施する日となります。(申請書の提出日と受付日は一致しません。)

8 公認証書の郵送は行っていません。交付時に、綾部市から説明がありますので、必ず下記住所まで取りにお越しください。

9 その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。

〒623-0005

綾部市里町小南4番地

綾部市上下水道部上水道課工務担当

電話 0773-42-1815